

税のひろば

事業の合理化は 青色申告から

申告納税制度は、納税者自身の申告によってその税金が決定されるという民主的な制度で、昭和二十二年から採用されています。

この民主的な申告納税制度を、なお一層強化するには、すべての皆さんが青色申告を行うことが理想の姿です。

そこで十月を「青色奨励月間」と定め青色申告の普及等育成に努めております。
この主旨を理解し、青色申告されますよう、おすすめします。

記帳の利点

指導機関の名称

税理士会

青色申告会

商工会議所・市町商工会

(財)日本税務協会

農業協同組合

税務署

指導する人

会所属税理士

青色申告会事務局員等

記帳指導専任職員等

協会職員

記帳指導担当職員

青色申告指導担当官

指導の方法

指導会場に来ていただいで指導員が、あなたと一緒に指導します。

各機関と指導会を共催する他いつでも相談に応じます。

なった場合は、翌年以降三年間の利益から順次繰越控除することができ、前年分の利益に対する税金から還付を受けることもできます。

記帳は現金出納帳を中心とした家計簿方式の帳面ですから、奥さん方にも簡単にできます。

個別の記帳指導を表の機関で毎日行っていますので御利用ください。

くわしくは、税務課へおたずねください。
(内)二〇五—〇一

国民年金だより

保険料は

期限内に納付を

保険料の納付が遅れますと、ケガをしたときの障害年金やご主人に万一のことがあったときの母子年金が受けられない場合があるだけでなく、老齢年金もつけられなくなることもあります。

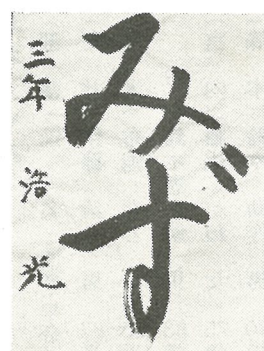
あなたが保険料を納め続けて築きあげたあなたの年金は、あなたの老後を支えるだけでなく、万一の場合に、あなたに生きる勇気をも与えてくれるでしょう。

今月は第三期分の納期です。

納期限は、三十一日ですので忘れずに納付しましょう。

水道週間入選発表

八匠水道企業団では、六月一日から一週間にわたって実施された



八匠水道企業団議会議長賞
野村 浩光(南条小)

福祉年金の

支払月変わる

従来、一月、五月、九月に支払われていた福祉年金が、一カ月繰上げられて、十二月、四月、八月となりました。

なお、十二月分については、受給者が請求すれば十一月に支払われるようになります。

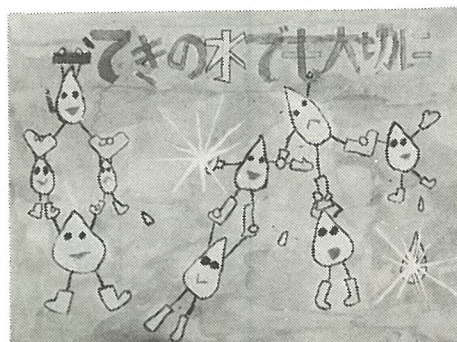
支払日は、支払月の十一日(日曜、祝日の時は翌日)に変わりましたのでご注意ください。

「年金相談所」

開設される

年金受給者も年々増加して年金への関心も高まっています。

全国水道週間にちなみ、管内の小学生から水道に関する作品を募集したところ、たくさん作品が応募されました。



佳作 伊藤 聡子(南条小)

「会社を何度も変えているが、年金は受けられるだろうか、体に障害があるが、この程度では障害年金は受けられないだろうか、など」と日頃不安や疑問を持っているのではないだろうか。

このような不安や疑問にお答えするために、社会保険事務所の専門官が相談に応じます。

国民年金、通算年金、厚生年金など年金に関することなら何でも結構ですので気軽においでください。

期 日 十月二十五日(火)
時 間 午前十時～午後三時
場 所 役場第二会議室